

令和3年度 第11回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和4年2月9日(水) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所北館3階 研修室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員 上 田 恭 子
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 西 尾 博 人 学 校 教 育 課 長 吉 野 厚 之 生 涯 学 習 課 長 辻 清 岳 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第10回定例会会議録の承認について 第1回臨時会会議録の承認について 日程第3 専決第5号 専決処分した事件(県費負担教職員の人事の内申)の承認について 日程第4 専決第6号 専決処分した事件(清須市屋外社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び清須市立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則案)の承認について 日程第5 専決第7号 専決処分した事件(清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱案)の承認について 日程第6 同意第18号 清須市文化財保護審議会委員の委嘱について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後 藤 小百合 委 員 太 田 光 則 委 員

議事の経過

○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和3年度 第11回清須市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。
委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通して、お願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、後藤委員と太田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 第10回定例会会議録の承認について、第1回臨時会会議録の承認について

齊藤教育長

日程第2、第10回定例会会議録の承認、第1回臨時会会議録の承認についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

それでは、お手元の令和3年度第10回清須市教育委員会定例会会議録案をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、開催日時は令和4年1月7日、金曜日、午前9時30分開会、出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございました。説明のため出席した者は、教育部長ほか7名の教育部職員でありました。日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録について、公開分と非公開分の承認をいただきました。日程第3、清須市文化財保護審議会への諮問について議決をいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから4ページまでとなります。

続いて、第1回清須市教育委員会臨時会会議録案をご覧ください。こちらは非公開分となります。表紙をおめくりいただきまして、開催日時は、令和4年2月2日、水曜日、午後2時開会、出席委員につきましては、齊藤教育長ほか3名の方の出席でございました。説明のために出席した者は、教育部長ほか4名の教育部職員でありました。日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、議案第19号 県費負担教職員の任免等の進退について、議決をいただき会議録としてまとめさせていただきました。1ページから3ページまでとなります。非公開分は、教育委員、教育長、部長、参事、学校教育課長の方に机上配布しております。ご確認をお願いいたします。なお、会議終了後、非公開分は、回収させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。第10回定例会会議録、第1回臨時会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、第10回定例会会議録、第1回臨時会会議録については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、第10回定例会会議録については、高山委員と上田委員に、第1回臨時会会議録については、後藤委員と上田委員に、ご署名をお願いいたします。なお、会議終了後、非公開の会議録は事務局により回収させていただきます。

日程第3 専決第5号 専決処分した事件（県費負担教職員の人事の内申）の承認
について

齊藤教育長 日程第3、専決第5号 専決処分した事件（県費負担教職員の人事の内申）
についてを議題とします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
（教育部参事 挙手）
教育部参事。

教育部参事 はい。教育部参事の西尾でございます。
専決第5号、専決処分した事件（県費負担教職員の人事の内申）の承認に
ついて、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定
により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報
告し、承認を求める。令和4年2月9日提出、清須市教育委員会教育長、齊
藤孝法。一枚おめくりください。
専決処分書となります。空席となった清須市立古城小学校長の後任人事を
行うため、令和4年1月13日付けで、内申書を愛知県教育委員会に提出し
ました。もう一枚おめくりください。発令通知書となります。新たな清須市
立古城小学校長に、清須市立新川中学校で教頭を務めておりました池田英則
を充て、今後の、古城小学校の学校運営を任せるものでございます。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
（委員より、「なし。」の声あり）
これで、質疑を終わります。
これより、採決をいたします。専決第5号 専決処分した事件（県費負担
教職員の人事の内申）の承認については、原案のとおり承認することに賛成
の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第5号、専決処分した事件（県費負担教職員の
人事の内申）の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第4 専決第6号 専決処分した事件（清須市屋外社会体育施設の設置及び管
理に関する条例施行規則及び清須市立学校施設開放条例
施行規則の一部を改正する規則案）の承認について

齊藤教育長 日程第4、専決第6号 専決処分した事件（清須市屋外社会体育施設の設
置及び管理に関する条例施行規則及び清須市立学校施設開放条例施行規則
の一部を改正する規則案）についてを議題とします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
（スポーツ課長 挙手）
スポーツ課長。

スポーツ課長 はい。スポーツ課長の浅野でございます。
専決第6号、専決処分した事件（清須市屋外社会体育施設の設置及び管理
に関する条例施行規則及び清須市立学校施設開放条例施行規則の一部を改
正する規則案）の承認について、清須市教育委員会教育長に対する事務委任
規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2
項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和4年2月9日提出、清須

市教育委員会教育長、齊藤孝法。

一枚おめくりください。専決処分書となります。屋外社会体育施設及び清洲中学校のテニスコートの予約に係る手続について、あいち共同利用型施設予約システムを活用して行うため、緊急に処理する必要があると認めたので、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、令和4年2月1日付けで専決処分を行いました。

もう一枚おめくりください。屋外社会体育施設においては、第5条第1項では、「申請書を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。」とありますが、第4項にて、別に定めにより、書面以外での利用申請、許可を行うことができる規定を追加するものです。また、第6条 利用許可の変更及び、第7条利用許可の取り消しにおいて、第5条第4項にて許可したものについては、書面を必要としない規定を追加するものです。学校施設開放も同様に、第7条第6項、第8条第1項、第2項を追加するものです。

最後に、規則の一部改正新旧対照表となっています。以上でございます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第6号 専決処分した事件(清須市屋外社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び清須市立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則案)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第6号、専決処分した事件(清須市屋外社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び清須市立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則案)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第5 専決第7号 専決処分した事件(清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱案)の承認について

齊藤教育長

日程第4、専決第7号 専決処分した事件(清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱案)についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい。スポーツ課長の浅野でございます。

専決第7号、専決処分した事件(清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続に関する要綱案)の承認について、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和4年2月9日提出、清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

一枚おめくりください。専決処分書となります。あいち共同利用型施設予約システムを活用して行う利用の予約の方法及び予約を行うことができる

施設を定めるため、緊急に処理する必要があると認めたので、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、令和4年2月1日付けで専決処分を行いました。

もう一枚おめくりください。清須市屋外社会体育施設及び学校施設開放に係る予約システムの利用手続きに関する要綱案です。かねてから、施設予約システムにて利用申請できるよう要望があり、利用者の利便性を向上するため、現在、空き状況を公開しているあいち共同利用型施設予約システムを利用し、社会体育施設、学校施設開放のうち、テニスコートの利用申請許可を行うこととしました。そこで、同システムの利用に際し、必要な事項を定めました。対象となる施設は、裏面、別表第1の市内6施設となります。以上でございます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第7号 専決処分した事件(清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続きに関する要綱案)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第7号、専決処分した事件(清須市屋外社会体育施設及び学校施設に係る予約システムの利用手続きに関する要綱案)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第6 同意第18号 清須市文化財保護審議会委員の委嘱又について

齊藤教育長

日程第6、同意第18号、清須市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の辻でございます。

同意第18号 清須市文化財保護審議会委員の委嘱について。清須市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱する。令和4年2月9日提出。清須市教育委員会教育長 齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市文化財保護条例第4条第3項の規定により、清須市文化財保護審議会委員を委嘱するために必要があるからです。

1ページおめくりください。こちらが委嘱者の一覧です。後藤委員の退任に伴い、新たに丹羽委員をお迎えするものです。任期といたしましては、令和4年3月13日から令和6年3月12日までとなっております。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで、質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第18号、清須市文化財保護審議会委

員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第18号、清須市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

○ 閉会

齊藤教育長

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和3年度 第11回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤 孝法

署名委員 後藤 小百合

署名委員 太田 光則